秋 田 市 公 報

第 1 0 1 1 号

平成21年8月10日 毎月10日発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 発行所 秋 田 市 役 所 編集兼 中 島 修 発行人

印刷人 三 戸 俊 彦 秋田市旭北錦町3番50号 印刷所 株式会社 三戸印刷所

——— 目 次 ———

規	則
負担金徴収規則の一部を改正す ○身体障害者福祉法による費用の 正する規則(第35号) ○母子保健法による費用の徴収に	則および秋田市母子生活支援施設する規則(第34号)2 の徴収に関する規則等の一部を改 2 に関する規則の一部を改正する規
上下水道原	司管理規程
	規程の一部を改正する規程(第 6 3
告	示
□ 現金取扱員への再委任について (納税通知書の公示送達について (到金取扱員への再委任について (到金取扱員への再委任について (包含) 自動車臨時運行許可番号標番等 いて (第186号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	て(第181号)
○秋田市告示第154号の訂正につ ○放置自転車等の撤去および保管	199号) 8 かいて(第200号) 8 管について(第201号) 8
	自立支援医療機関(育成医療・更 202号)9

○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について(第203号) … 9

○国民健康保険税督促状の公示送達について(第204号) 9 ○介護保険料督促状の公示送達について(第205号) 9 ○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関(育成医療・更 生医療)の指定について(第206号) … 9
教 委 告 示
○教育委員会定例会の招集について(第12号) … 9
選 管 告 示
○投票区の変更について (第60号)10
農委告示
○農業委員会の招集について(第9号)10
○農業委員会の招集について(第10号)10
上下水道局告示
○指定給水装置工事事業者の休止について(第30号)10
○指定排水設備工事業者の休止について(第31号)10
○指定給水装置工事事業者の廃止について(第32号)10
公 告
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について11
○開発行為に関する工事の完了について13
○入札参加希望者の公募について13
○差押財産の公売について・・・・・・15
○入札参加希望者の公募について15
○都市公園の新設について16
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届
出の関係書類の縦覧について
○差押財産の公売について
○開発行為に関する工事の完了について······17
○入札参加資格の申請の受付について
○ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お
よび結核の予防接種について20
○秋田農業振興地域整備計画の変更について・・・・・・20
○農用地利用集積計画の策定について・・・・・・20
○入札参加資格の申請の受付について·······20
○入札参加希望者の公募について22
○秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの指定管理者の
公募について23
○ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お
よび結核の予防接種について24

上下水道局公告

○入札参加希望者の公募について	.24
○入札参加希望者の公募について	·25
○入札参加希望者の公募について	·26
○入札参加希望者の公募について	·27
○入札参加希望者の公募について	·28
○入札参加資格の申請の受付について	·29
○入札参加希望者の公募について	•30
○入札参加希望者の公募について	.31

規則

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援施設 負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第34号

秋田市助産施設負担金徴収規則および秋田市母子生活支援 施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

(秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正)

第1条 秋田市助産施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第 17号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」 を付し、附則に次の1項を加える。

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産 育児一時金等に関する経過措置)

2 社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者である妊産婦が 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した 場合にその社会保険において給付を受けることができる出産 育児一時金等の額についての別表の備考の4の(1)のイの規定 の適用については、同表の備考の4の(1)のイ中「350,000円」 とあるのは、「390,000円」とする。

別表の備考の1中「第314条の7ならびに」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、」に、「および第5条の4第6項」を「ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正)

第2条 秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則(昭和63年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「第314条の7ならびに」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、」に、「および第5条の4第6項」を「ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - (秋田市助産施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則 (以下「新助産施設負担金徴収規則」という。)別表の備考の1 の規定は、平成21年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収金 額の算定から適用し、平成20年度分までの市町村民税の額の計 算に係る徴収金額の算定については、なお従前の例による。
- 3 新助産施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、平成20 年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用し、平 成19年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定につい ては、なお従前の例による。

(秋田市母子生活支援施設負担金徴収規則の一部改正に伴う経 過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の秋田市母子生活支援施設負担金 徴収規則(以下「新母子生活支援施設負担金徴収規則」という。) 別表の備考の1の規定は、平成21年度分の市町村民税の額の計 算に係る徴収金額の算定から適用し、平成20年度分までの市町 村民税の額の計算に係る徴収金額の算定については、なお従前 の例による。
- 5 新母子生活支援施設負担金徴収規則別表の備考の2の規定は、 平成20年分の所得税の額の計算に係る徴収金額の算定から適用 し、平成19年分までの所得税の額の計算に係る徴収金額の算定 については、なお従前の例による。

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部を改 正する規則をここに公布する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則等の一部 を改正する規則

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正) 第1条 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和 62年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3中「第314条の7および同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の4の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の4の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正) 第2条 知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和 62年秋田市規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考の3中「第314条の7および同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の4の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の4の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 秋田市児童福祉法施行細則(平成9年秋田市規則第30号)

の一部を次のように改正する。

別表第1の備考の1中「第314条の7および同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

別表第2の備考の5中「第314条の7および同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の6の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の6の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(身体障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正 に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の身体障害者福祉法による費用の 徴収に関する規則(以下「新身体障害者福祉法費用徴収規則」 という。)別表第2の備考の3の規定は、平成21年度分の市町 村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成20年 度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定につい ては、なお従前の例による。
- 3 新身体障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4の規定 は、平成20年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から 適用し、平成19年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の 算定については、なお従前の例による。

(知的障害者福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正 に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の知的障害者福祉法による費用の 徴収に関する規則(以下「新知的障害者福祉法費用徴収規則」 という。)別表第2の備考の3の規定は、平成21年度分の市町 村民税の額の計算に係る費用の額の算定から適用し、平成20年 度分までの市町村民税の額の計算に係る費用の額の算定につい ては、なお従前の例による。
- 5 新知的障害者福祉法費用徴収規則別表第2の備考の4の規定 は、平成20年分の所得税の額の計算に係る費用の額の算定から 適用し、平成19年分までの所得税の額の計算に係る費用の額の 算定については、なお従前の例による。

(秋田市児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3条の規定による改正後の秋田市児童福祉法施行細則(以下「新児童福祉法施行細則」という。)別表第1の備考の1および別表第2の備考の5の規定は、平成21年度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、平成20年度分までの市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例による。
- 7 新児童福祉法施行細則別表第1の備考の2および別表第2の 備考の6の規定は、平成20年分の所得税の額の計算に係る徴収 基準月額および加算基準月額ならびに徴収額の算定から適用し、

平成19年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および 加算基準月額ならびに徴収額の算定については、なお従前の例 による。

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

母子保健法による費用の徴収に関する規則の一部を改正す る規則

母子保健法による費用の徴収に関する規則(平成9年秋田市規 則第33号)の一部を次のように改正する。

別表の備考の1中「第314条の7および同法附則第5条第3項」を「第314条の7第1項第1号および第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項ならびに同法附則第5条の4第6項」に改め、同表の備考の2の(1)中「所得税法」の次に「第78条第2項第1号、」を加え、同表の備考の2の(2)中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項および第5項」を加え、「および第41条の19の3第1項」を「ならびに第41条の19の5第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の母子保健法による費用の徴収に関する規則(以下 「改正後の規則」という。)別表の備考の1の規定は、平成21年 度分の市町村民税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基 準月額の算定から適用し、平成20年度分までの市町村民税の額 の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定について は、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表の備考の2の規定は、平成20年分の所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定から適用し、平成19年分までの所得税の額の計算に係る徴収基準月額および加算基準月額の算定については、なお従前の例による。

上下水道局管理規程

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここ に公布する。

平成21年7月21日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次 秋田市上下水道局管理規程第6号

秋田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 秋田市水道事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局 管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項各号のいずれかの規定の適用を受けるものが、給水方式 を変更して水道を使用する場合において、管理者が特別な事情 があると認めたときは、引き続きこれらの規定を適用すること ができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第181号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	今野恵理子	文化会館使用料、公衆電話 使用料、複写機等使用料お よびつり銭の出納保管に関 する事務

秋田市告示第182号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送 達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度および過年度通知分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第183号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年7月6日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

 秋田市牛島東七丁目 2 番23号
 酒井
 秀和
 外 1 名

 東京都足立区南花畑三丁目 4 番13号
 小野崎昌秀

 秋田市大町六丁目 3 番22号-802
 畠山
 俊彦

2 送達する書類

平成21年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第184号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年7月6日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する	委任を受ける	
出 納 員	現金取扱員	大型
黒沢 光伸	川田 和子	母子寡婦福祉資金貸付元利
- 赤八 九甲	川田和子	金の収納に関する事務

秋田市告示第185号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号) 第12条第1項の規定に基づき、その住民 票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年7月8日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住	所	氏	名
飯島松根東町1番29号		筒井	キン

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを 知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすること ができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査 請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に 対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することが できます。(行政事件訴訟法第8条)
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告 として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第186号

次の自動車臨時運行許可番号標番号は有効期間満了により無効とする。

平成21年7月8日

秋田市長 穂 積 志

	自動車臨時運行 許可番号標番号	無効年月日	貸与年月日
	秋田 40	平成21年7月8日	平成20年9月19日
ĺ	秋田 62	平成21年7月8日	平成21年3月6日

秋田市告示第187号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定 に基づき、平成21年7月10日午前6時20分に秋田市下新城地区に 発令した避難勧告を、同日午前11時30分をもって解除したので、 同条第4項の規定により告示する。

平成21年7月10日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市下新城笠岡字堰根地区 秋田市下新城岩城字下向地区

字上向地区

字右馬之丞地区

字槻ノ木地区

合計165地帯

秋田市告示第188号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所等が不明 のため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第 20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき 者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年7月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名 別紙(省略)のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成21年度市民税·県民税納税·納税変更通知書兼特別徵収税額決定·変更通知書

秋田市告示第189号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例(昭和29年秋田市 条例第14号)により功労者名簿に登録する。

平成21年7月14日

秋田市長 穂 積 志

第489号 大塚宏幸 秋田市土崎港西二丁目6番35号 長年にわたり固定資産評価審査委員会委員および委 員長として適正な審査を行い本市の税制度の公平性の 確保に大きく貢献した。

第490号 池 村 好 道 秋田市千秋久保田町1番10号 上中城住宅2棟203号

長年にわたり市の各種委員を歴任し法律分野における専門的見地から本市のまちづくりや情報公開等の各種施策の推進に寄与するなど市勢の発展に大きく貢献した。

第491号 時 田 富 雄 秋田市横森四丁目4番3号 長年にわたり電気設備業の育成振興に努めるなど本 市商工業の振興発展に大きく貢献した。

秋田市告示第190号

秋田市表彰規則(昭和58年秋田市規則第12号)に基づき表彰した者の氏名および事績の大要は次のとおりである。

平成21年7月14日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普 及高揚に尽力し、市勢の発展に貢献した。 村 上 建 一

大 友 平次郎

菅 原 俊 英

長年にわたり交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止 と交通安全意識の高揚に尽力し、交通安全の推進に貢献した。

齋 藤 進

中村敏夫

相場秀秋

長年にわたり秋田市交通安全母の会連絡協議会の要職を務め、 交通安全意識の高揚と交通事故の防止に尽力し、交通安全の推進 に貢献した。

嵯峨成子

伊藤勝美佐藤義孝

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し、市民参加のまちづくりに貢献した。

長谷川 次 郎 高 橋 安 戊 神尾忠雄 佐藤直茂 十 田 整 村田六郎 佐藤弘之 鎗 目 昌 充 青 海 正 斎藤 辰 夫 越前屋 英 小 川 秀 明 伊藤 節 三 岩間重美 加賀谷 俊 小 林 金 富田 漣 長谷川 正 俊 加智屋 昂 丁 藤 清 加藤武美 鎌田 清 千 葉 秀 男 鎌田 仁. 堀 井 金 也 浅 利 繁 雄 千 葉 謙 治 小 林 喜 德 伊 藤 勇

長年にわたり秋田市消費者協会の要職を務め、市民の安全で快 適な消費生活の実現に貢献した。

髙 島 ミツ子

長谷部 信 男

髙 橋 征

毛 利佐 藤

佐藤

亮

久

剛

長年にわたりボランティア活動に精励し、市民参加のまちづく りに貢献した。 音訳ボランティア月うさぎ

てんてんクラブ

NTTグループボランティアむぎの会

土崎歌謡愛好会

大学病院ボランティア

長年にわたり福祉授産所および精神障害者作業所の所長として 通所者への生活指導などの活動に精励し、本市障害者福祉の向上 に貢献した。

神 成 吉 美

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し、本市社 会福祉の向上に貢献した。

> 佐々木 美智子 樋 渡 久 孝 恋 藤憲子 庄 司次作 門 脇 利 ΗŸ 吉 田 孝 導 木 村 佐喜雄 柳 原 マ 沢庸治 富 井 兼美知 筒 北 條 晃 菊 地 建 藏 相 原 慜 滑 川準 治 嵯 峨 齊 近 藤 博 子 鳥 井 悦 子 浦勝 博 =浦 誠 佐 藤 吉 茂 橋 髙 ク 手 塚 圭 子 敏 桐 原 郎 加賀美 洋 子 谷 榮 肋 耀 佐 藤 子 保 坂 德 勝 伊 藤 正 弘

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し、 本市生活環境の保全に貢献した。

> 谷 昭 俊 髙 橋 重 喜 佐 藤 金 児 玉 金 悦 慶 松 胀 71 秋 717 野 雄 石 塚 好 隆 木 臁 船 船 木 重 治

木 スミ子

藤久子

木 敦 子

澤 木 かね子

石 井 繁 男

給

藤 峰 登

長年にわたり商店街振興会の要職を務め、商店街の健全な発展 に寄与し本市商業の振興に貢献した。

吉 野 俊 一

坂 本 柾 美

山 森 茂 太

岩 谷 洋次郎

佐 藤 昇

長年にわたり市民が海や港に親しむ場として秋田港海の祭典行事を開催し、秋田港の振興と地域の活性化に貢献した。

秋田港海の祭典実行委員会

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に 尽力し、児童の健全育成に貢献した。

宮 崎 夕美子

渡 部 賴 子

小 川 慶 子

児 玉 孝 子

加 藤 聖 子

菊 池 房

長年にわたり子どもの読書活動の推進に尽力し、本市生涯学習 の充実に貢献した。

おはなしのしずく

長年にわたり公共事業評価審議委員会委員として市が実施する 公共事業の効率性および透明性の向上に貢献した。

佐々木 孝

石井 千万太郎 木 村 一 裕

佐 藤 悟

長年にわたり地域住民が集う地域センターにおいて環境美化活動に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

後藤照子

長年にわたり海岸への植樹や防災用品の寄贈など社会貢献活動 に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

マックスバリュ東北親交会

長年にわたり自主的な防災訓練の実施や秋田市総合防災訓練等への積極的な参加を通じ他の模範となって本市の地域防災の向上 に貢献した。

金足岩瀬町内会自主防災隊

青崎町内会自主防災隊

秋田市告示第191号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令 (昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定に基づき、その住民 票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年7月16日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住		所	氏	名
秋田市新屋松美町10都	№14号		進藤	一晴
秋田市新屋天秤野町 8	8 番11号	<u>.</u>	坂田	聰
秋田市新屋栗田町1番	№20号	栗田荘2号	佐々木	で康車
秋田市下浜羽川字水雪	E92番地	ī	齋藤万	千二郎

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを

知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査 請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に 対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することが できます。(行政事件訴訟法第8条)
- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告 として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第192号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例 第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放 置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自 転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項 の規定により告示する。

平成21年7月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 33台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 11台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 5 台
- (2) 撤去し、保管した年月日 平成21年6月16日から平成21年6月30日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車 場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成21年7月31日から平成22年1月31日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還 申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用 者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035 秋田市東通仲町4番3号 秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第193号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成21年7月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 飯島松園町内会
- 2 認可年月日平成11年5月31日
- 3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名および住所

変更前 千 田 文 男

秋田市飯島川端一丁目5番21号

変更後 嵯 峨 念 春

秋田市飯島道東二丁目20番27号

- 4 変更年月日 平成21年4月19日
- 5 変更の理由 役員改選による。

秋田市告示第194号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管 し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。 平成21年7月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成21年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第195号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定に基づき、平成21年7月19日午前5時35分に秋田市金足片田地区に発令した避難勧告を、同日午後5時をもって解除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年7月19日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数 秋田市金足片田字待入地区

字深田地区

合計62世帯

秋田市告示第196号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の規定 に基づき、平成21年7月18日午後9時55分に秋田市下新城地区に 発令した避難勧告を、同月19日午後6時45分をもって解除したの で、同条第4項の規定により告示する。

平成21年7月19日

秋田市長 穂 積 志

解除した住所および世帯数

秋田市下新城笠岡字堰根地区 秋田市下新城岩城字下向地区

字上向地区 字右馬之丞地区 字槻ノ木地区

合計165世帯

秋田市告示第197号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年7月27日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所およ び名称

指定番号	住	所	名	称
秋田市大町		二丁目 6 番37	ローソン和	火田大町二
379	号		丁目店	

秋田市告示第198号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年7月27日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する	委任を受ける	委任事務
出 納 員	現金取扱員	安任争份
	沢 光伸 仙北屋一紀	母子寡婦家庭住宅整備資金
		貸付元利金、母子寡婦福祉
田辺 巫仙		資金貸付元利金、助産施設
無仇 九甲		負担金および母子生活支援
		施設負担金の収納に関する
		事務

秋田市告示第199号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年7月27日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:訪問看護

指定 番号	医療機関名	住	所	開設者名	指定年月日
1	厚生連あきた訪問看 護ステーション	秋田市飯島西袋	一丁目1番1号	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 佐 藤 博 身	平成21年6月29日

秋田市告示第200号

平成21年6月1日付けの地方自治法(昭和22年法律第67号)第 171条第4項の規定に基づく秋田市告示第154号を次のとおり訂正 する。

平成21年7月28日

秋田市長 穂 積 志

訂正内容

「委任する出納員」の項目中「松木 仁」とあるのを「須田 亨」に訂正する。

秋田市告示第201号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例(平成元年秋田市条例 第28号)第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放 置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自 転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項 の規定により告示する。

平成21年7月29日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 31台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 2台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車 等放置規制区域 4台
- (2) 撤去し、保管した年月日 平成21年7月1日から平成21年7月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4番 3号(秋田駅東自転車等駐車 場内) 秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間 平成21年8月12日から平成22年2月12日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還 申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の 利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用 者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第202号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年7月30日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

担当する医療の種類:薬局

	Ħ		私		所 在 地	指 定
	石		小小		別 往 堰	年月日
<u> </u>	金星堂薬局			秋田市上北手百崎字諏訪ノ	平成21年	
並			ЛIJ	沢 3 番地65	8月1日	

秋田市告示第203号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例(平成4年秋田市条例第37号)第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので告示する。

平成21年7月31日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住	所	名	称
200	秋田市山王中	中島町10番28	ローソン和	沙田山王中
380	号		島町店	

秋田市告示第204号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収 納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつ でも交付する。

平成21年7月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成20年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第205号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、 送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年7月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所 別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類

平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第206号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成21年7月31日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)

1 担当する医療の種類:腎臓に関する医療

指定 番号	医療機関名	住 所	開設者名	指定年月日
1	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 佐 藤 博 身	平成21年6月29日

2 担当する医療の種類:整形外科に関する医療

指定 番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
12	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 佐 藤 博 身	平成21年6月29日

教 委 告 示

秋田市教委告示第12号

平成21年7月24日午後2時30分秋田市教育委員会教育委員会室

に教育委員会定例会を招集する。

平成21年7月17日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

付議案件

1 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

- 2 平成22年度使用秋田市立中学校教科用図書の採択に関する件
- 3 平成22年度使用秋田市立御所野学院中学校教科用図書の採択 に関する件
- 4 平成22年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択 に関する件
- 5 平成22年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採 択に関する件

選管告示

秋市選管告示第60号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成21年7月9日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持

巽

投票区名	区域
秋田市第13投票区	手形字西谷地260番地の2、293番地
(市立東小学校)	の1、311番地の1、316番地の3、
	403番地、404番地、411番地、412番
	地の2、416番地を除く。
秋田市第16投票区	手形字西谷地260番地の2、293番地
(市立秋田東中学校)	の1、311番地の1、316番地の3、
	403番地、404番地、411番地、412番
	地の2、416番地を加える。
秋田市第40投票区	浜田字家後130番地、178番地から178
(西部市民サービス	番地の2、178番地の4から181番地、
センター)	193番地、202番地を除く。
秋田市第42投票区	浜田字家後130番地、178番地から178
(浜田地区コミュニ	番地の2、178番地の4から181番地、
ティセンター)	193番地、202番地を加える。

農委告示

秋田市農委告示第9号

平成21年7月16日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会 を招集する。

平成21年7月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案 件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件(1件)
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)
- 3 農用地利用集積計画(平成21年度第4号)に関する件(1件)
- 4 競(公)売等適格証明申請に関する件(2件)
- 5 運営委員・農地等保全委員・農政専門委員の選任に関する件(14t)
- 6 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件(1件)

秋田市農委告示第10号

平成21年7月31日午後1時30分秋田市河辺公民館に秋田市農業 委員会臨時総会を招集する。 平成21年7月27日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

非農地証明申請に関する件(1件)

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第30号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、 秋田市指定給水装置工事事業者の休止をしたので、秋田市水道事 業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号) 第8条の3第2号の規定により告示する。

平成21年7月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表	長者	所	在	地
フジョシ設備	佐藤	義和	秋田市下却 番地17	比手松區	奇字大巻26

2 休止年月日平成21年7月3日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例(昭和39年秋田市条例第16号)第5条の7の 規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止をしたの で、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程(平成19年秋田市 上下水道局管理規程第7号)第9条第3号の規定により告示する。

平成21年7月9日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次 1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代記	長者	所	在	地
コンコン乱性	H-誠	羊和	秋田市下北	比手松區	奇字大巻26
フジョシ設備	佐藤	義和	番地17		

2 指定休止

平成21年7月3日

秋田市上下水道局告示第32号

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定に基づき、 秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道 事業給水条例施行規程(昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2 号)第8条の3第2号の規定により告示する。

平成21年7月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
秋田ハウス	鈴木 春雄	秋田県由利本荘市川口字後
株式会社	鈴木 春雄	野19番地の 5

2 廃止年月日平成21年7月21日

公 告

11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項および第

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

		- 成20年4月1日から十成21年5	710111 8 67	
閲 覧 年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧にかかる	る住民の範囲
平成20年 5月9日	(紐中央調査社 会長 若林 清造	新聞読者基本調査(新聞についてのおたずね)	15歳以上の男女	新屋田尻沢中町
平成20年 5月9日	(社)中央調査社 会長 若林 清造	2008年6月全国接触者率調査 (テレビの見られ方などについての調査)	7歳以上の男女	仁井田
平成20年 5月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論 調査	満20歳以上の男女	高陽青柳、下新城(長岡・ 青崎・小友・岩城)
平成20年 5月21日 22日 23日	(株)北都情報システムズ 代表取締役 佐々木 攻	平成20年度県民意識調査	満20歳以上の男女	市内全域
平成20年 5月28日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	水に関する世論調査	20歳以上の男女	八橋イサノ
平成20年 5月28日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国民生活に関する世論調査	20歳以上の男女	土崎港中央
平成20年 6月4日	(紐)中央調査社 会長 若林 清造	飲酒と生活習慣に関する調査	満20歳以上の男女	川尻総社町
平成20年 6月19日	(株)日経リサーチ 代表取締役社長 園本 雄司	生活意識に関するアンケート 調査(第35回)	20歳以上の男女	新屋元町、新屋栗田町
平成20年 6月27日	(出新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	八橋新川向、中通、広面 字、横森
平成20年 6月27日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	民法の青年年齢に関する世論 調査	18歳以上の男女	外旭川字前谷地
平成20年 7月8日	(出)中央調査社 会長 若林 清造	公共交通機関の安全に関する 世論調査	満20歳以上の男女	飯島字家ノ下、飯島穀丁
平成20年 7月29日	(株)アキタネット 代表取締役 大久保利彦	平成20年度地域振興局再編ア クションプランに関する県民 アンケート調査	満20歳以上の男女	市内全域
平成20年 8月20日	(組新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第4回 男女の生活と意識に 関する調査	昭和33年9月1日から平成4年8月31日までに生まれた男女	御野場
平成20年 8月21日 22・27日 28・29日	(株)ビデオリサーチ東北支社 支社長 長谷川太一	2008年度秋田地区ラジオ聴取率調査	12歳から69歳までの男女	市内全域
平成20年 8月26日	(社)中央調査社 会長 中田 正博	臓器移植に関する世論調査	満20歳以上の男女	御所野元町

平成20年 8月26日	とは ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・ は ・	食料・農業・農村の役割に関 する世論調査	20歳以上の男女	下北手松崎
平成20年 9月10日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	暮らしと社会に関する意識調 査	満20歳以上の男女	牛島西
平成20年 9月12日	(株)日経リサーチ 代表取締役社長 園本 雄司	第36回生活意識に関するアン ケート調査	20歳以上の男女	柳田
平成20年 9月18日	(紐中央調査社 会長 中田 正博	第7回生活と意識についての 国際比較調査	20歳以上89歳以下の男女	土崎港北
平成20年 9月25日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	保戸野鉄砲町、広面字碇
平成20年 10月2日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	金融に関する消費者アンケー ト調査	満20歳以上の男女	広面字(鬼頭・二ツ屋・ 野添)
平成20年 10月3日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	日本人の国民性調査	20歳以上79歳以下の男女	桜台
平成20年 10月17日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	生活のための日本語全国調査	20歳以上79歳以下の男女	川尻みよし町
平成20年 11月19日	(紐)中央調査社 会長 中田 正博	家庭用塩の消費実態に関する 調査	20歳以上の男女	新屋日吉町
平成20年 11月19日	(紐中央調査社 会長 中田 正博	メディアに関する全国世論調 査	満18歳以上の男女	新屋扇町
平成20年 11月19日	(紐中央調査社 会長 中田 正博	国民性に関する意識動向調査	16歳以上79歳以下の男女	濁川
平成20年 12月9日	(株)アキタネット 代表取締役 大久保利彦	平成20年度県民情報化調査	15歳以上80歳未満の男女	市内全域
平成20年 12月10日	(株)日経リサーチ 代表取締役社長 園本 雄司	第37回生活意識に関するアン ケート調査	20歳以上の男女	新屋松美ガ丘
平成20年 12月18日	(始中央調査社 会長 中田 正博	第3回家族についての全国調 査	満28歳から72歳までの男 女	太平目長崎字大根沢
平成20年 12月18日	と ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対 ・ 対	若者の政治に関する意識調査	満16歳から29歳の男女	南通亀の町
平成20年 12月18日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	自衛隊・防衛問題に関する世 論調査	20歳以上の男女	南通宮田
平成20年 12月18日	(紺)中央調査社 会長 中田 正博	働き方と暮らしについての調 査	28歳以上42歳以下の男女	飯島西袋
平成20年 12月25日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	社会意識に関する世論調査	20歳以上の男女	新屋朝日町
平成21年 1月7日	とは新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	中通、横森
平成21年 1月15日	(紐中央調査社 会長 中田 正博	健康に関する世論調査	16歳以上の男女	河辺松渕、河辺戸島
平成21年 1月15日	(紐中央調査社 会長 中田 正博	仕事と生活について (家計パ ネル調査)	20歳以上の男女	牛島
平成21年 1月15日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 木村 武彦	たばこについての世論調査 (全国たばこ喫煙者率調査)	20歳以上90歳未満の男女	下北手松崎、泉北、仁井 田二ツ屋、土崎港北

平成21年 1月21日 22日	(株)サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	平成20年度少子化社会対策に 関する子育て女性の意識調査	配偶者のある20~49歳の 女性、配偶者がなく子供 と同居している20~49歳 の女性	市内全域
平成21年 1月30日	と 地新情報センター 事務局長 平谷 伸次	高齢者の地域社会への参加に 関する調査	60歳以上の男女	新屋日吉町
平成21年 1月30日	(組新情報センター 事務局長 平谷 伸次	高齢者の生活実態に関する調 査	60歳以上の男女	寺内油田
平成21年 2月4日	(出新情報センター 事務局長 平谷 伸次	食育に関する意識調査	満20歳以上の男女	旭南
平成21年 2月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート 調査	満20歳以上の男女	千秋 (公園・城下町・中 島町)
平成21年 2月18日	泉 緑の会 会長 富樫 清弘	泉学区で生まれた子供の誕生 記念として梅の苗木を贈呈す る対象者抽出のため	平成20年1月1日から平 成20年12月31日までに生 まれた男女	泉小学校学区内
平成21年 2月19日	(紐中央調査社 会長 中田 正博	安全安心まちづくりに関する 意識調査	満20歳以上の男女	河辺戸島
平成21年 2月19日	(紐)中央調査社 会長 中田 正博	放送についての意識調査	16歳以上の男女	泉馬場
平成21年 3月6日	, ,	2009年6月全国接触者率調査 (テレビの見られ方などについての調査)	7歳以上の男女	御野場
平成21年 3月6日		小・中学生のテレビ・メディ ア利用に関する世論調査	10歳以上15歳以下の男女	手形山中町

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請求事由	閲覧に係る	住民の範囲
平成20年 7月30日 31日	秋田県生涯学習センター所長	ボランティア活動に関する県 民の意識調査	20歳以上の男女	市内全域
平成20年 11月26日 27日 28日 12月2日 3日	自衝隊秋田地方協力本部長	自衛官募集事務上必要なため	平成3年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた男女	市内全域

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成21年5月25日付け秋田市指令第3414号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市外旭川字山崎13番地

児 玉 チヱ子

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市外旭川字山崎34番 4 、35番 4 、36番 1 、63番 1 、64番 1 および34番 4 地先水路

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望 者を公募する。

平成21年7月1日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

業 務 名	履行場所
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備	日新小学校、浜田小学校、仁井田小学校、四ツ小屋小学校、上北手小学校、下
および点検(小学校【1】)	浜小学校、大住小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検(小学校【2】)	明徳小学校、築山小学校、中通小学校、旭南小学校、川尻小学校、泉小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備	旭川小学校、広面小学校、太平小学校、下北手小学校、豊岩小学校、東小学校、
および点検(小学校【3】)	桜小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備	港北小学校、外地川小学校、飯島小学校、下新城小学校、上新城小学校、金足
および点検(小学校【4】)	東小学校、金足西小学校、八橋小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備	岩見三內小学校、河辺小学校、戸島小学校、川添小学校、種平小学校、戸米川
および点検(小学校【5】)	小学校、大正寺小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検(中学校【1】)	土崎中学校、外旭川中学校、上新城中学校、泉中学校、将軍野中学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備	秋田西中学校、豊岩中学校、下浜中学校、勝平中学校、御野場中学校、雄和中
および点検(中学校【2】)	学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備 および点検(中学校【3】)	秋田東中学校、秋田南中学校、下北手中学校、城東中学校、城南中学校、岩見 三内中学校

- (2) 履行期間 契約日から平成21年10月13日(火まで
- (3) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社又は支店もしくは営業所等を有していること。
 - イ 石油ストーブの分解整備および点検業務の実績があること。
 - ウ 消防庁の外郭団体である働日本石油燃焼機器保守協会が 認定する「石油機器技術管理士」の資格を有する者が在籍 していること。
 - エ 租税に滞納がないこと。
 - オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成21年7月22日(水) 午前9時30分
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年7月23日(木)
- (5) 注意事項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の うえ、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月10日 金までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書 (様式1 (省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 石油ストーブ分解整備および点検業務実績調書(様式3 (省略))
 - エ 納税証明書
 - (ア) 消費税および地方消費税(税務署で、『未納税額のない証明用(その3)』の発行を受けること。)
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は平成20年度個人市民税)
 - (ウ) 秋田市に納めた平成20年度固定資産税
 - ※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの
 - ※ (イ)および(ウ)については、各納付書の写しでも可。また、 個人市民税および固定資産税は、「市税口座振替納付済 のお知らせ」の写しでも可
 - ※ 個人営業の方で、個人市民税が非課税の場合は非課税 証明書
 - オ 住民票(法人にあっては商業登記簿謄本又は登記事項 証明書(履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明 書))
 - ※ 申請日前3か月以内のもの
 - カ 「石油機器技術管理士資格者証」の写し
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務のうち、2つ以上の業務に応募する場合、イからカの申込書等は、各1部でよいものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年7月1日欧から平成21年7月10日金

までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、 指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月15 日(水に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成21年7月1日(水から平成21年7月10日)金までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階 秋田市教育委員会総務課企画経理担当
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市教育委員会総務課企画経理担当 電話 018-826-9023

秋田市公告

地方税法がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147条) 第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを 公告する。

平成21年7月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり
- (2) 見積価額 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- 2 公売日時

- (1) 参加申込期間 平成21年7月14日火午後1時から平成21年7月27日(引)午後5時まで
- (2) 入札 平成21年7月31日 金午後1時から平成21年8月3日 (別午後零時30分まで
- (3) 開札 平成21年8月3日(月) 午後零時30分
- 3 公売場所 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上 のホームページ (http://koubai.auctions.yahoo. co.jp)
- 4 公売方法 ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションか らの入札
- 5 売却決定日時 平成21年8月10日(月) 午前10時
- 6 売却決定場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部国保年金課収納推進室
- 7 買受代金納付期限 平成21年8月10日(月) 午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件 地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の 規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財 産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、 売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期 買受代金の全額を納付したとき。
- 12 消費税の取扱い 落札価額に含まれる。
- 13 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札参加希望者を公 草する

平成21年7月2日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は次のとおりである。

委 託 名	委託箇所	履行期間		入	札	参	加	要	件	
史跡秋田城跡政庁建物	秋田市寺内大畑	着手日から平成21年	① 国指定	芝史跡に	おいて、	、屋外	展示用	建物模	型の製作	まよび据
復元模型等製作・設置 地内		12月21日まで	付実績か	ぶあるこ	と。					
業務委託			② 租税に	滞納が	ないこ	と。				

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - イ 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名 停止期間中の者でないこと。
- 2 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月9日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書 (様式1 (省略))
 - イ 対象委託品と同規模以上の業務委託の実績調書 (様式 2 (省略))(契約書の写しと履行内容が客観的に分かる資料

を添付)

- ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」 の発行を受けること。)
 - (イ) 所在地に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民 税)
 - (ウ) 所在地に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定 資産税・個人市民税は、平成20年度のもの
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固 定資産税および個人市民税を口座振替により納付してい る場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお

知らせ」の提出でも可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年7月2日休から平成21年7月9日休までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市寺内焼山 9 番 6 号 秋田城跡調査事務所

ウ 申請用紙 秋田市ホームページから入手すること。

- 3 入札に関する事項
- (1) 入札の日時 平成21年7月22日(水) 午前11時
- (2) 入札の場所 秋田市寺内焼山 9番6号 秋田城跡調査事務所
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成21年7月28日(火)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参 加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加申込者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成21年7月15日(水)に 行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成21年7月2日(材から7月9日(材までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市寺内焼山 9 番6号 秋田城跡調査事務所
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先

秋田市寺内焼山 9 番 6 号 秋田城跡調査事務所 電話 018-845-1837

秋田市公告

都市公園を新設するので、都市公園法(昭和31年法律第79号) 第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月3日

秋田市長 穂 積 志

1 都市公園の名称、位置および供用開始の期日

都市公園の名称	位	置	供用開始の期日
御所野堤台近隣	秋田市御戸	听野堤台二	亚母01年7月9日
公園	丁目1番1	L	平成21年7月3日

2 都市公園の区域

別図(省略)のとおり

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の 規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、 次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項 の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、 これを述べることができる。

平成21年7月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 勝 浦 二 郎 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地 名 称 飯島ショッピングセンター 所在地 秋田県秋田市飯島字堀川2番外
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名

(ア) 変更前 マックスバリュ東北株式会社

代表取締役 反 田 悦 生

(イ) 変更後 マックスバリュ東北株式会社 代表取締役 勝 浦 二 郎

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 変更前

氏名又は名称	代表者のほ	氏名	住 所
マックスバリュ	代表取締役		秋田市土崎港北一丁
東北(株)	反田	悦生	目 6 番25号
ジャスフォート	代表取締役		東京都千代田区神田
(株)	本田	進	錦町一丁目1番地
(株)キャンドゥ	代表取締役		東京都板橋区板橋三
(株)エヤントウ	城戸	博司	丁目9番7号

(イ) 変更後

氏名又は名称	代表者の足	氏名	住	所
(株)アバン	代表取締役		能代市字寿	导域長根48
(1)(1)(1)(1)	佐藤	富男	番地112	

(4) 変更年月日

1(3)アについては平成20年5月14日、イについては平成21 年6月26日

(5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名変更および小 売業を行う者の入替え

2 届出年月日 平成21年6月26日

- 3 関係書類の縦覧場所および期間
- (1) 縱覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年7月3日から平成21年11月4日まで
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

地方税法(昭和25年法律第226号)がその例とする国税徴収法(昭和34年法律第147号)第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、国税徴収法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
 - (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
 - (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
 - (3) 見積価額 別紙「公売財産の表示」(省略)のとおり
- 2 公売日時
- (1) 参加申込期間

平成21年7月14日以午後1時から平成21年7月27日例午後5時まで

(2) 入札

平成21年7月31日逾午後1時から平成21年8月3日(月)午後 零時30分まで

(3) 開札。

平成21年8月3日(月) 午後零時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ(http://koubai.auctions.yahoo.co.jp)

4 公売方法

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札

5 売却決定日時

平成21年8月3日(月) 午後1時

6 売却決定場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課

7 買受代金納付期限

平成21年8月10日(月) 午後2時30分

8 買受人についての資格その他の用件

地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の 規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。

- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財 産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、 売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

11 危険負担移転の時期

買受代金の全額を納付したとき。

12 消費税の取扱い

落札価額に消費税相当額を含む(平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正による。)。

13 その他

- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
- (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
- (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により、平成21年3月18日付け秋田市指令第1176号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年7月7日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名 秋田市山王六丁目1番26号

株式会社アクネス不動産

代表取締役 下 間 俊 悦

2 開発区域に含まれる地域の名称

第1工区

秋田市御所野堤台二丁目6番1の内、6番3、6番4、6番 5の内、6番6の内および6番7の内

秋田市公告

次のとおり北部市民サービスセンター (仮称) 電気設備工事に係る特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 他工 第16号
- (3) 工 事 名 北部市民サービスセンター (仮称) 電気 設備工事
- (4) 工事場所 秋田市土崎港西五丁目28番地1
- (5) 工事概要 受変電設備工事

幹線設備工事動力設備工事

空調用電源設備工事

電灯設備工事

コンセント設備工事

照明器具設備工事

(6) 工事期限 平成23年4月25日(月)

(7) 予定価格 295,300,000円 (消費税別)

(8) 開札予定期日 平成21年8月5日(水)

(9) 仮契約予定期日 平成21年8月7日金

(10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。

(11) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。

- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札シ ステム運用基準および入札心得を遵守 のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採 用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。 公表した予定価格を超える金額の入札 は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の 資格を満たす者 2 社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大である ものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事のA級に等級格付けされていること。
- イ 特定建設業の許可(電気工事業)を有すること。
- ウ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- エ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の電気工事のA級に等級格付けされていること。
- イ 電気工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 電気工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式 1 (省略))
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写し
 - ウ 施工実績調書(入札に付する工事と同種・同規模程度の 工事について、元請としての施工実績を記載すること。ま た、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の 工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に 分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))
 - エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、 それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略)) オ 誓約書(様式5(省略))
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

- (3) 申請書等の受付
 - 申請書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年7月14日火から平成21年7月17日金 までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
 - ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月28日(火に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が 構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用 できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日 の平成21年7月28日(火に契約課窓口で貸出しを行う。貸出し を受けた電子証明書は、平成21年8月6日(水午後5時までに 返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧 に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書 を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目 2 番35号(市役所山王別館 1 階) 電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年7月14日(火)から平成21年7月29日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 57,380円(設計書2,180円、 図面55,200円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。) により、平成21年7月29日(水までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望 日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都 合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店 の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成21年7月14日 Wから平成21年8月4日 W午 後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付 に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページ からダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事 に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部契約課工事契約担当

電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり北部市民サービスセンター(仮称)空調設備工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の 入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年7月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号

他工 第17号

(3) 工 事 名

北部市民サービスセンター(仮称)空調

設備工事

(4) 工事場所

秋田市土崎港西五丁目28番地1

(5) 工事概要

機器設備

配管設備 ダクト設備

床暖房設備

/ 吸/分以 ///

自動制御設備

換気設備

(6) 工事期限

平成23年3月25日金まで

(7) 予定価格

253,240,000円 (消費税別)

(8) 開札予定期日

平成21年8月5日(水)

(9) 仮契約予定期日 平成21年8月7日金

秋田市議会の議決を得たとき。

(10) 本 契 約

ア この入札は電子入札により執行する。

- (11) 注意事項
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札シ ステム運用基準および入札心得を遵守 のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採 用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。 公表した予定価格を超える金額の入札 は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の 資格を満たす者 2 社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大である ものとする。
 - (2) 共同企業体の構成員に関する事項 代表者要件
 - ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級に等級格

付けされていること。

- イ 秋田市の指定排水設備工事業者および指定給水装置 工事事業者として指定を受けていること。
- ウ 特定建設業の許可(管工事業)を有すること。
- エ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- オ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資 格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の管工事のA級に等級格付けされていること。
- イ 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- ウ 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資 格停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式 1 (省略))
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写
 - ウ 施工実績調書(入札に付する工事と同種・同規模程度の 工事について、元請としての施工実績を記載すること。ま た、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の 工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に 分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))
 - エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、 それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略)) オ 誓約書(様式5(省略))
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月14日(火から平成21年7月17日金) までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あて に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月28日份に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が

構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用 できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日 の平成21年7月28日(火に契約課窓口で貸出しを行う。貸出し を受けた電子証明書は、平成21年8月6日(水午後5時までに 返却すること。

- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧 に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書 を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階) 電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年7月14日(火から平成21年7月29日(水)ま での販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 28,340円(設計書740円、図 面27,600円) (税込み) (CD-ROM 有(1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購 入申込書 | (契約課ホームページからダウンロー ドすること。) により、平成21年7月29日 必まで にFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望 日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都 合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店 の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能であ る。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成21年7月14日(火から平成21年8月4日(火)午 後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付 に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページ からダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事 に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市財政部契約課工事契約担当 電話 018-866-2165

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づ き行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷 風および結核の予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第 197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月15日

秋田市長 穂 積 予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名			3	予防接種を行う主たる場所
島	田	俊	亮	島田クリニック
				秋田市川元山下町7番21号

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画(昭和48年秋田市告示第25号)を変

更したので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第 58号) 第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に より公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地 域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成21年7月17日

秋田市長 穂 穑 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで。ただし、土曜日、日曜 日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項 の規定により、農用地利用集積計画(平成21年度第1号計画)を 定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に 供する。

平成21年7月27日

秋田市長 穂 穑 志

- 1 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成21年7月28日から同年8月14日まで。ただし、 土曜日および日曜日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時30分まで

秋田市公告

次のとおり秋田市立岩見三内小学校改築および中学校大規模改 造工事に係る特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」とい う。) の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年7月28日

秋田市長 穂 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工事番号 学校 第28号
- (3) 工 事 名 秋田市立岩見三内小学校改築および中学 校大規模改造工事
- (4) 工事場所 秋田市河辺三内字外川原39番地
- (5) 工事概要 小学校改築工事

校舎棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 造 2階建て

建築面積 1.408.01㎡

延べ面積 2,416.05㎡

屋体棟 鉄筋コンクリート造 平家建

建築面積 345.30㎡ 延べ面積 330.71㎡

中学校大規模改造工事

校舎棟 内装、階段、便所改修等 一 J.

食堂棟 内装、屋根改修等 一式 屋体棟 バスケットゴール改修等 一 式

(6) 工事期限 平成23年1月31日(月)

(7) 予定価格 475.790.000円 (消費税別)

(8) 開札予定期日 平成21年8月26日(水)

- (9) 仮契約予定期日 平成21年8月27日休
- (10) 本 契 約
- 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注意事項
- ア この入札は電子入札により執行する。
- イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札シ ステム運用基準および入札心得を遵守 のうえ、入札に参加すること。
- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採 用している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記 載された金額に当該金額の100分の5 に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた額)を落札価 格とするので、消費税および地方消費 税に係る課税・免税事業者であるかを 問わず、見積もった契約希望金額の105 分の100に相当する金額を入札書に記 載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。 公表した予定価格を超える金額の入札 は無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の 資格を満たす者2社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大である ものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告目時において、秋田市の建築一式工事のA級に等 級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が 850点以上であること。
- イ 特定建設業の許可(建築工事業)を有すること。
- ウ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級 に該当する技術者が3人以上いること。
- エ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であ ること。
- オ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として本工事に専任で配置できること。
- カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の建築一式工事のA級に等 級格付けされていること。
- イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級 に該当する技術者が3人以上いること。
- ウ 建築工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であ ること。
- エ 建築工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任 技術者として本工事に専任で配置できること。
- オ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年8月3日

- (別までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を 提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写
- ウ 施工実績調書(建築工事について元請としての施工実績 を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、 秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事 概要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))
- エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、 それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略))
- オ 誓約書(様式5(省略))
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月28日(火から平成21年8月3日(月) までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後
- イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項
- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あて に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない 場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知す る。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年8月11 日火に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあっ た e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が 構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用 できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日 の平成21年8月11日伙に契約課窓口で貸出しを行う。貸出し を受けた電子証明書は、平成21年8月27日休午後5時までに 返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧 に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書 を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階) 電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年7月28日火から平成21年8月19日水ま での販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 87,000円 (設計書1,800円、 図面85,200円)(税込み)(CD-ROM 有(1枚1.000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購 入申込書」(契約課ホームページからダウンロー ドすること。) により、平成21年8月19日休まで にFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望

日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都 合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店 の指示に従うこと。

- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成21年7月28日 Wから平成21年8月25日 W午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付 に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページ からダウンロードすること。) を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市財政部契約課工事契約担当 電話 018-866-2165

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、次により入札参加希望者を公募する。

平成21年7月29日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1)	委	託 番	号	• 3	委託	: 名	教委総務課 第54号
							秋田市立旭南小学校ほか 2 校増改築等に伴う電波障害対策機器設置委託
(2)	履	行	r r	場	i	所	秋田市立旭南小学校屋内運動場増改築、秋田市立牛島小学校特別教室棟改築および秋田市立港北
							小学校屋内運動場増改築に伴い、テレビ放送への遮へい障害又は反射障害が予想される次のエリア
							内
							秋田市旭南一丁目、三丁目地内
							秋田市牛島東六丁目地内
							秋田市土崎港北三丁目、四丁目地内
							秋田市港北新町地内
(3)	契	約	履	行	期	間	契約日から平成21年11月 6 日まで
(4)	入	札	参	加	要	件	次の要件をすべて満たしていること。
							① 秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、本市の建設業者等級格付名簿におい
							て、電気通信工事のA級に等級格付けされていること。
							② 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこ
							と。
							③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
							④ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成21年8月20日(木) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階 秋田市教育委員会「教育委員会室」 開札は入札終了後直ちに行う。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約 日 平成21年8月24日(月)
- (5) 注意事項 ア 秋田市財務規則(以下「規則」という。) および入札心得を遵守のうえ、入札に参加 すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 3 入札参加申込みに関する事項
 - (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年8月7日 (金までに、 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))を提出し、

入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるもの は受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成21年7月30日休から平成21年8月7日金 までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後5時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
 - ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成21年8月 11日似午後に行う。
- 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年7月30日休から平成21年8月19日休までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市教育委員会総務課施設担当 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市教育委員会総務課施設担当

電話 018-866-2242

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年秋田市条例第45号。以下「条例」という。)第2条第1 項の規定に基づき、秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センター の指定管理者を公募するので、条例第2条第3項の規定により、 次のとおり公告する。

平成21年7月31日

秋田市長 穂 積 志

1-1 公の施設の槻要

- (1) 名 称 秋田市ポートタワー
- (2) 所 在 地 秋田市土崎港西一丁目 9 番 1 号
- (3) 設置目的 本市の海の玄関口の象徴として、海および港に 親しみながら多くの人々が集い、交流するにぎわ いの場ならびに物産等を販売する場を提供し、もっ て秋田港およびその周辺地域の活性化ならびに本 市の観光の振興に資する。
- (4) 規 模 等 鉄骨鉄筋コンクリート造地上7階、敷地面積約 3,669㎡、延床面積約4,602㎡
- (5) 主な施設 ホール、物販店舗、飲食店舗、回廊スペース、 展望室

1-2 公の施設の概要

- (1) 名 称 秋田港振興センター
- (2) 所 在 地 秋田市土崎港西一丁目 8 番24号
- (3) 設置目的 秋田港に多くの人々が集い、憩うことができる場を創出し、もって秋田港の振興および地域経済の活性化を図る。
- (5) 主な施設 ロビー、多目的ホール、大広間、トイレ
- 2 指定管理者に行わせる管理の業務
- (1) 秋田市ポートタワー
 - ア 催しの企画および運営に関する業務
 - イ 利用の許可、利用の制限および停止ならびに利用の許可 の取消しに関する業務
 - ウ 利用に係る特別の設備の許可および既存の設備の変更の 許可に関する業務
 - エ 施設、付属設備等の維持管理に関する業務
 - オ その他市長が施設の管理運営上必要と認める業務
- (2) 秋田港振興センター
 - ア 使用の許可、使用の制限および停止ならびに使用の許可 の取消しに関する業務
 - イ 施設、付属設備等の維持管理に関する業務

- ウ その他市長が施設の管理運営上必要と認める業務
- 3 管理を行わせる期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日(5年間) ただし、管理を維持することが適当でないと認めるときは、 期間の途中においても指定を取り消すことがある。

- 4 申請をする団体に必要な資格等
 - (1) 申請をする団体に必要な資格
 - ア 秋田市内に主たる事務所を有する法人その他の団体、共 同事業体(以下「団体」という。)であること。
 - イ 一般集客施設又はこれに類する施設に係る維持管理業務 の実績を有すること。
 - ウ 両施設間の連携を図りながらイベント等の企画および運 営ができること。
 - (2) 申請をすることができない団体
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
 - イ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団 体
 - ウ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開 始されている団体
 - エ 固定資産税、法人市民税および事業所税を滞納している 団体
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体
- 5 申請の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて提出すること。
 - ア 秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの管理に 係る事業計画書ならびに収支予算書
 - イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
 - ウ 法人にあっては、登記事項証明書
 - エ 申請の日の属する事業年度の直近 3 期分の貸借対照表および収支決算書又はこれらに準ずる書類
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める 書類
- (2) 提出場所

郵便番号 010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市商工部港湾貿易振興課港湾振興担当 電話 018-866-2164

(3) 受付期間

平成21年10月5日例から平成21年10月30日俭午後5時まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更およ び追加は、認めない。

- 6 選定の方法、基準および時期
- (1) 秋田市商工部指定管理者選定委員会において、次に掲げる 基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者と して選定する。

- ア 市民の平等な利用が確保されること。
- イ 秋田港振興センターおよび秋田市ポートタワーの設置の 目的が効果的に達成されること。
- ウ 効率的な管理が行われること。
- エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
- オ アからエまでに掲げるもののほか、秋田港振興センター および秋田市ポートタワーの設置の目的又は性質に応じ、 市長が必要と認めて定める基準
- (2) 選定は、平成21年11月に行い、その結果については書面により速やかに通知する。

7 募集要項の交付

5(2)に掲げる場所で、秋田市の休日を定める条例(平成元年 秋田市条例第32号)第1条第1項に規定する休日を除き、公告 の日から平成21年10月30日 金までの午前9時から午後5時の間 に交付する。

郵送で交付を求める場合は、390円切手をはった返信用封筒 を同封すること。

- 8 説明会
- (1) 日時

募集要項に記載する日時および場所

(2) その他

説明会への参加を希望する場合は、事前に 9 (6)に連絡すること。

- 9 その他
- (1) 指定管理者の候補の選定に当たり、申請者に対して、申請書および添付書類の内容について説明を求めることがある。
- (2) 指定管理者の候補者に選定されたものを、市議会の議決を経て指定管理者に指定する。
- (3) 秋田市ポートタワーの利用料金は、条例で定める利用料金 の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定め、自

己の収入として収受するものとする。

- (4) 秋田市ポートタワーおよび秋田港振興センターの管理の業務に要する経費に充てるため、市が支払うべき費用が生じる場合、年度ごとに予算の範囲内で指定管理料を支払う。
- (5) その他詳細は募集要項による。
- (6) 問い合わせ先

秋田市商工部港湾貿易振興課港湾振興担当

電話 018-866-2164

秋田市公告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年7月31日

秋田市長 穂 積 さ

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

ł	妾種医	師名	予防接種を行う主たる場所			
佐	伯	剛	秋田組合総合病院			
			秋田市飯島西袋一丁目1番1号			

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号•修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第11号	秋田市楢山登町	平成21年11月27日	建築一式工事C1級
川口ポンプ場フェンス修理	12番43号		(基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事C1級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から建築一式工事C1級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で あること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年7月28日(火) 午前10時 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館 二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契約 日 平成21年7月31日金

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入 札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月22日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略)) イ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年7月10日〜金から平成21年7月22日(水) までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下 水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に

指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月24 日金に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年7月10日 金から平成21年7月27日 (月) までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入	札	参	加	要	件
第12号	秋田市八橋本町	平成21年11月30日	機械器具設置	置工事」	A級			
八橋下水道終末処理場クーリング	六丁目12番15号		(基本的弱	要件に~	ついてに	は別に言	己載)	
タワー修繕								

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない こと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年7月28日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館 二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年7月31日金

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入 札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月22日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 配置予定技術者の資格証の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月10日〜金から平成21年7月22日(水) までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午 前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下 水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月24

日金に通知する。

- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年7月10日金から平成21年7月27日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号	修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第13号	仁井田浄水場2群高	秋田市上下水道局仁井田浄水場	平成21年	一般塗装工事A級
	速沈澱池塗装修繕	(秋田市仁井田字新中島221番地	12月18日	(基本的要件については別に記載)
	(No. 2)	2)		

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「一般塗装工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から一般塗装工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない こと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年7月28日火 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館

入札保証金 免除

契約日平成21年7月31日金

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。

二階 会議室(庁舎 北側)

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額

を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入 札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月22日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 配置予定技術者の資格証の写し
 - (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年7月10日 金から平成21年7月22日 かまでの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下 水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月24 日倫に通知する。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は平成21年7月10日 金から平成21年7月27日 例までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後

- 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号•修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第14号	秋田市上下水道局仁	平成21年	次の①および②の要件を満たしていること。
仁井田浄水場1群ろ過	井田浄水場	12月28日	① 機械器具設置工事A級
池更生修繕	(秋田市仁井田字新		② 秋田県内の浄水場における水処理設備の施工又は修繕の元請実
	中島221番地 2)		績があること。
			(基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を監理技術者又 は主任技術者として本業務に配置できること。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年7月28日(火) 午後2時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契約日平成21年7月31日金

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)

を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入 札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月22日(水までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴(別記様式3(省略))(資格者証の写しを添付)
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月10日 金から平成21年7月22日 休までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手 すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月24 日倫に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年7月10日金から平成21年7月27日(用)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月10日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号•委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第115号	仁井田字新中島	平成21年10月16日	水道施設工事A級
送•配水幹線付属設備保守点検業	地内 他63箇所		(基本的要件については別に記載)
務委託			

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者で あること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年7月28日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契約日平成21年7月31日金

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入 札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年7月22日似までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月10日金から平成21年7月22日休 までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午 前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下 水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年7月24 日份に通知する。

- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年7月10日 金から平成21年7月27日 (月) までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり外旭川幹線配水管整備工事に係る特定建設工事共同 企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加資格の申請を 受け付けるので公告する。

平成21年7月14日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は共同企業体による工事である。
 - (2) 工事番号 水道 第27号
 - (3) 工 事 名 外旭川幹線配水管整備工事
 - (4) 工事場所 手形田中地内他
 - (5) 工事概要 さや管推進工

推進用 $H P \phi 1200$ L = 229.4 m 管插入工.

D I P ϕ 800 L = 235.4m

配水管布設工

D I P ϕ 800 L = 11.2m

- (6) 工事期限 平成22年3月24日(水)
- (7) 予定価格 199,124,000円 (消費税別)
- (8) 開札予定期日 平成21年8月19日(水)
- (9) 契約予定期日 平成21年8月25日(火
- (10) 注意事項 ア この入札は電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札シス テム運用基準および入札心得を遵守のう

え、入札に参加すること。

- ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用 している。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、1回を限度とする。 公表した予定価格を超える金額の入札は 無効とする。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項

- ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の 資格を満たす者 2 社による自主結成とする。
- イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただ し、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大である ものとする。
- (2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

- ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事および水道 施設工事に登録されていること。
- イ 特定建設業の許可(土木工事業および水道施設工事業) を有すること。
- ウ 管口径800mm以上の推進工の元請実績があること。
- エ 上水道の用に供する口径500mm以上のダクタイル鋳鉄 管布設工の元請実績があること。
- オ 土木工事業および水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- カ 土木工事および水道施設工事に係る資格を有する者を 監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置で きること。
- キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

- ア 公告日時において、秋田市の水道施設工事のA級に等 級格付けされていること。
- イ 水道施設工事業の許可を有しての営業年数が6年以上 あること。
- ウ 水道施設工事に係る資格を有する者を監理技術者又は 主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- エ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格 停止期間中の者でないこと。
- 3 入札参加資格審査の申請に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成21年7月27日 (月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を 提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (様式 1 (省略))
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2(省略))の写
 - ウ 施工実績調書(共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田 市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概 要が客観的に分かる書類を添付のこと。)(様式3(省略))
 - エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、 それぞれ資格者証の写しを添付のこと。)(様式4(省略))
 - オ 誓約書(様式5(省略))
- (2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月14日火から平成21年7月27日(月) までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。
- 4 指名に関する事項

- (1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年8月4日份に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあった e-mail アドレスに対して通知する。
- (4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が 構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用 できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日 の平成21年8月4日份に契約課窓口で貸出しを行う。貸出し を受けた電子証明書は、平成21年8月20日休午後5時までに 返却すること。
- 5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項
- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧 に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書 を入手すること。
- (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部 秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階) 電話018-863-2581 FAX018-863-6556
- (3) 販売期間 平成21年7月14日火から平成21年8月12日(水までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1 式 10,750円 (設計書1,150円、 図面9,600円) (税込み) (CD-ROM 有 1 枚1,000円)
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購

入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成21年8月12日休までにFAXで販売店へ申し込むこと。

- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望 日に販売店において直接受け取ること。ただし、販売店の都 合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店 の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
- (8) 閲覧期間 平成21年7月14日 火から平成21年8月18日 火 後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付 に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページ からダウンロードすること。) を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市財政部契約課工事契約担当 電話 018-866-2165

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 入札に付する事項
- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号•修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第16号	秋田市八橋本町六丁	平成22年	次の①および②の要件を満たしていること。
余剰汚泥供給ポンプ修	目12番15号(八橋下	1月29日	① 機械器具設置工事A級
繕 (No. 2)	水道終末処理場)		② 下水道処理施設におけるモーノポンプの修繕実績があること
			(元請・下請は問わない。)。
			(基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない こと。
 - オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - カ 資格を有する者(実務経験者を含む。)を主任技術者と して本業務に配置できること。
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に

基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年8月11日(火) 午前10時 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年8月17日(月)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消

費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年8月4日(火までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 施工実績調書(別記様式2(省略))
 - ウ 配置予定技術者の資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成21年7月24日俭から平成21年8月4月份 までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手 すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない 場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知 する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年8月7日 (3) 日份に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年7月24日 金から平成21年8月10日 (月) までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。 平成21年7月24日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号•修繕名	修繕場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第17号	秋田市土崎港南三丁	平成21年	一般土木工事C2級
下水道管渠部分改修	目地内	9月30日	(基本的要件については別に記載)

- (2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「一般土木工事 C 2 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、公告日において、秋田市財政部契約課から一般土木工事 C 2 級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - エ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - オ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でない こと。
 - カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できる
 - キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続 開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に 基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続 開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- 2 入札に関する事項

入札の日時 平成21年8月11日(火) 午前10時30分入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 免除

契 約 日 平成21年8月17日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程 および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す ること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以

上あるときは、直ちにくじにより落札者を決 定する。

- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年8月4日火までに、 次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入 札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書(別記様式1(省略))
 - イ 配置予定技術者の資格証の写し
- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは 受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年7月24日 金から平成21年8月4日 份 までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9 時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ※ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ(上下 水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

http://www.city.akita.akita.jp/city/ws

- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に 指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年8月7日 (金に通知する。
- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成21年7月24日 金から平成21年8月10日 引までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。、
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先 秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434